

## ○鳥羽志勢広域連合臨時的任用職員の 取扱いに関する規則

〔平成16年10月1日〕  
規則第4号

改正 平成20年4月1日規則第5号 平成21年3月9日規則第2号  
平成21年5月21日規則第3号 平成28年3月31日規則第9号  
平成29年3月31日規則第8号 平成30年3月30日規則第1号

鳥羽志勢広域連合職員の臨時的任用及びその職員の給与、身分の取扱い等については、臨時任用職員の取扱いに関する規則（平成16年志摩市規則第35号）の例による。

### 附 則

この規則は、平成16年10月1日から施行する。

### 附 則（平成20年4月1日規則第5号）

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

### 附 則（平成21年3月9日規則第2号）

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

### 附 則（平成21年5月21日規則第3号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の鳥羽志勢広域連合臨時的任用職員の取扱いに関する規則の規定は、平成21年4月1日から適用する。

### 附 則（平成28年3月31日規則第9号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

### 附 則（平成29年3月31日規則第8号）

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

### 附 則（平成30年3月30日規則第1号）

この規則は、平成30年4月1日から施行する。